
バリューチェーンにおける 環境デュー・ディリジェンス入門

～OECD ガイダンスを参考に～

令和2年8月
環境省

目次

はじめに	1
第1章 本書の背景・目的	2
第2章 DD プロセスとは.....	4
2-1 DD 概念の拡大化.....	4
2-2 OECD ガイダンスの DD プロセス.....	6
2-3 環境マネジメントシステムの構築運用と DD プロセスの関係	10
第3章 DD プロセス運用と環境 DD における留意点	11
3-1 方針・経営システムへの組み込み	12
3-2 負の影響・リスクの発見、評価	15
3-3 負の影響・リスクの停止、防止、軽減	20
3-4 実施状況と結果の追跡調査	22
3-5 情報開示	24
第4章 バリューチェーンへの DD プロセスの適用.....	25
4-1 上流（サプライチェーン）への適用.....	27
4-2 下流への適用	34
第5章 参考情報	37
5-1 DD 関連の規制等に関する動向	37
5-2 事例.....	40
5-3 参考となる関連資料、ツール.....	46
5-4 参考文献	52

はじめに

パリ協定やSDGs採択などの持続可能な社会実現に向けた世界的な動向が、企業の環境報告にも大きな影響を与えています。このような流れを受けて、環境省では、環境報告のための手引書である環境報告ガイドラインを改定し、「環境報告ガイドライン 2018年版」及び「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018年版対応～」を公表しました。この改定の過程で、企業が環境課題を特定し、対応を検討していく対象に、従来の環境マネジメントの対象範囲である自社グループだけでなく、バリューチェーン全体を含めることの重要性が話し合われ、環境報告ガイドラインでもこれを指摘しています。

バリューチェーンの中で特に対応が難しいサプライチェーンにおける取組の重要性は、2017年11月に改定された日本経済団体連合会の企業行動憲章でも、「責任ある調達を行うこと（第2条）」、「すべての人々の人権を尊重する経営を行うこと（第4条）」、「サプライチェーンにも企業行動憲章の精神に基づく行動を促すこと（第10条）」などが盛り込まれ、産業界での認識も急速に高まっています。

他方、サプライチェーンでの取組推進ツールであるサプライチェーンマネジメントには、確立された評価基準が存在しないために、何をどこまでやれば許容される水準かが不明確で、その普及を阻む要因にもなっていると考えます。調達対象となる物品・サービスの種類によって取引先の規模や取引金額は千差万別であり、サプライチェーンは国内のみならず海外にも広がっています。さらに、1次サプライヤーの先に続くサプライヤーをどのようにマネジメントするのかが難題で、対象とするサプライヤーの選定にとどまらず、マネジメント課題の対象範囲・水準をどのように決定し、実効性のある管理手法をどう開発するのかなど、解決すべき課題があります。

近年、欧米では、サプライチェーンを中心としたバリューチェーンマネジメントをデュー・ディリジェンスプロセスとして規制する傾向が強くなっています。その対象は、人権にとどまらず、環境課題にも広がっており、デュー・ディリジェンスのあり方を明確にする必要性が高まっています。また、我が国では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、持続可能性に配慮した調達を行おうとする企業の動きもあり、それを後押しすることも重要と考えています。

そこで、環境省では令和元年に「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を設置し、本書をまとめました。業種、事業規模、サプライチェーンの特性等をよく勘案して、自社に要求される水準に応じた環境デュー・ディリジェンスの開発に取り組むための第一歩として本書を利用されることを願います。

第1章 本書の背景・目的

日本のビジネス社会でデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）という言葉は、M & A（合併や買収）における投資対象の調査をあらわす用語として広く使われており、環境DDといえど中でも環境の分野、例えば、土壌汚染等の環境側面に関する現状確認調査を指すものとして使われます。

しかし、「はじめに」の中でも記載したように、近年では、違う目的でのDD実施を求める動きが進んでいます。具体的には、環境や他の分野も含めた、責任ある企業行動の全ての側面における課題への対応としてDDプロセスを活用する動きです。

この動きは、2011年に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」という。）が、人権尊重を企業責任とする国際規範を明確化し、人権侵害リスクを特定・防止する手段としてDDプロセスの実施を求めるようになった前後から顕著です。

指導原則の議論と並行して改定された「OECD 多国籍企業行動指針」（以下「OECD 行動指針」という。）は、従来から責任ある企業行動のひとつとして「環境」を挙げ、その具体的な指針を定めていました。2011年版では、企業行動による悪影響を特定し、防止、緩和するDDプロセスについて、指導原則が求める人権分野に加え、環境を含む行動指針の対象となっている事項全てに渡って実施することを奨励しています。

他方、法律等に基づきDD実施を求める動きは欧州を中心に進んでいますが、欧州でのここ数年の傾向として、人権DDに関する法律等の規制対象として、環境DDも含めるようになってきています¹。この背景の一つには、1972年に国際連合人間環境会議で採択された「人間環境宣言（ストックホルム宣言）」において示された「環境権（environmental rights）」という考え方があります。

環境権は、「自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要²」であり、「人は尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有する³」というものです。人間として良好な環境の中で暮らす権利は基本的人権のひとつであり、環境に対する事業活動の影響が地域の人々の生活を脅かし人権侵害をもたらす場合など、環境課題への対応には人権と不可分なものもあると考えられます⁴。

これまで人権や環境に関する法規制等は、DDプロセスの情報開示により、企業行動を誘導するアプローチをとってきましたが、近年では、DDプロセスの実施自体を直接義務化し

¹ 5-1 「DD 関連の規制等に関する動向」 参照のこと。

² United Nations (1972) Proclaims 1.

³ United Nations (1972) Principle 1.

⁴ United Nations (2019) Article 1(2).

て、より強制力を持たせる方向に進んでいます。

また、責任ある企業行動の一環として、あるいは、人権と不可分のものとして、環境 DD が求められる動き以外にも、世界では環境 NGO 等が環境破壊を防ぐために環境 DD プロセスの実施を求め、先進企業等が実施してきた実態もあります。

このような状況の中で日本企業も、買収等の際に行われる DD とは違った新たな環境 DD に対する考え方を取り入れ、DD プロセスを実施していくことが今後のビジネス展開において重要であり、企業の事業継続性を維持し、リスク対策と発展のための必須の取組になると考えています。

先行する人権 DD については、DD プロセスを実施するためのガイダンスも存在していますので、新たな環境 DD の実施でもそれらを参考にすることは有用で、人権 DD の実施から教訓を得て環境課題への対処に応用することも可能です。

他方で、事業活動が環境資源を利用する限り、環境負荷を完全になくすことはできないことの多い環境課題で DD を実施する場合においては、リスクに基づいたアプローチを適用し、最も深刻なリスクや負の影響にまず対処しながら、段階的に全ての負の影響に対処していくよう最善の努力をすることが重要です。

上記のような背景に基づき、我が国の幅広い事業者が、新たな環境 DD を実施する際の入門書を提供することが本書の目的です。

- 本書は、環境 DD の系統的な手順書ではなく、環境 DD に関する理解を深める上での汎用的・啓発的な実務書です。
- 環境 DD には、まだ社会的に合意形成された定義や手順等が存在していないのが現状です。このため、本書独自の環境 DD の定義づけはせず、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス(以下「OECD ガイダンス」という。)」の DD プロセスの定義や枠組みを参考としています。
- OECD ガイダンスを参考にした DD プロセスの説明のほか、環境 DD ならではの想定される留意点を DD プロセスの手順に沿って解説しています。
- 環境マネジメントシステムのように、多くの日本企業が運用している現行の社内マネジメントシステムと環境 DD との関係を整理できるよう、その関連も解説しています。

第2章 DD プロセスとは

第2章では、環境 DD プロセス理解の基礎として、DD の概念を整理し、本書で環境 DD プロセスの手順の参考として利用する OECD ガイダンスの概要を紹介します。

2-1 DD 概念の拡大化

- 基本的な概念は、「相当の注意」、行為基準

DD は、日本の社会であまりなじみのない用語ですが、英米法社会には深く根付いた考え方です。例えば、米国 1933 年証券法では、「デュー・ディリジェンスの抗弁 (due diligence defense)」が定められています。これは、証券の公募に際して証券取引委員会へ提出すべき登録届出書に重要な事実の不実記載や脱漏があった場合に、その証券を取得した人が証券発行者や関係者⁵に損害賠償請求できる⁶ことを認めた上で、被告となる関係者は、1)合理的調査 (reasonable investigation) を行い、2)登録届出書に重要な事実の不実記載や脱漏がないことを信じる合理的理由 (reasonable ground) があり、かつ 3)実際にそう信じたことを証明できれば、免責になる⁷というものです。必要な注意義務を果たしていれば無過失責任⁸を問われないという規定で、そのために証明しなくてはならない事項が DD の基準になります。

何が合理的調査や合理的根拠に該当するのかを決定する際の「合理性 (reasonableness)」の基準については、「慎重な人が自らの財産をマネジメントする場合に求められる合理性」であると定めています⁹。その水準は、社会の情勢、企業の事業活動における過去の経緯や歴史などによって常に変化しています。

このように、DD とは、「道理をわきまえた人が、ある立場において、その立場にふさわしい水準と内容で行うべき心配り」を示す用語であり、その立場に応じて払うべき「相当の注意 (reasonable care)」を意味しています。

- 次に、「相当の注意」だけでなく、その履行手続を意味するように拡大

国際法の世界においては、環境汚染などを引き起こした国や企業が、それを防ぐ手段があったにもかかわらず措置しなかった場合、「相当の注意」を払わなかったとして、注意義務違反の責任を問われるという考え方があります。もともとは国際法上の DD 概念は、自国

⁵ 発行会社の取締役等、登録届出書を作成・証明した会計士等、証券の引受人。

⁶ Securities Act of 1933, §11(a).

⁷ Securities Act of 1933, §11(b).

⁸ 法律上、故意又は過失を要件とせずに発生する損害賠償責任 (広辞苑 第六版)。

⁹ Securities Act of 1933, §11(c).

領域内における外国人を保護する国の義務に関する概念として議論されてきました。それが範囲は拡大し、自国の管轄下にある活動が、他国又は自国の管轄外の環境に悪影響を及ぼさないように、それを防止及び軽減する措置の実行が国の DD として扱われるようになりました¹⁰。

また、ビジネス社会で、M&A や不動産取引など特定の取引行動を実施する前に行われる DD は、その取引に付帯するリスク等を評価する調査活動を表します。DD が、もともとの「相当の注意」だけではなく、取引における「相当の注意を果すための履行手続」を意味するようになっています。

➤ さらに、その手続が動的に拡大

2011 年に国際連合人権理事会によって採択された指導原則では人権 DD の実施が求められています。2011 年に指導原則と整合する形で改定された OECD 行動指針では、その一般方針の中で、企業に、「実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、(中略) リスクに基づいた DD を実施し、これらの悪影響にどのように対処したか説明する」ことが求められ¹¹、注釈では、「DD とは、プロセスであると理解され、企業の意思決定及びリスク管理システムに欠くことのできない部分として、それを通じて企業が実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和し、どのように対処したかについて説明することを可能にする。」¹²としています。

同指針の実務的な支援ツールとして策定された OECD ガイダンスでは、DD を「自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスである」と定義づけています¹³。また、特徴として、「DD プロセスは、固定的なものではなく、常に進行し、反応し、変化するもの」「企業は、負の影響を回避し、対処するために、システムとプロセスの継続的な改善を目指すべき」であり、「環境の変化に伴うリスクの特性や傾向の潜在的変化に十分に対応すべき」という、動的なプロセスであることが述べられています¹⁴。

¹⁰ ILA (2014) p.3, p.5, p.25.

¹¹ OECD (2011a) p.13. “adverse impacts”を OECD 行動指針では、「悪影響」としている。

¹² OECD (2011a) p.16.

¹³ OECD (2018) p.15. “adverse impacts”を OECD ガイダンスでは、「負の影響」としている。

¹⁴ OECD (2018) p.17.

2-2 OECD ガイダンスの DD プロセス

OECD 行動指針は、参加国政府からその領土内で活動する企業に対する勧告を明記した国際的な原則及び基準で、期待される責任ある企業行動を自主的にとるよう奨励するものです。名称に多国籍企業とありますが、多国籍企業でなくても、また事業規模にかかわらず、事業を行う上で理解しておくべき内容が書かれています。

この指針に準拠した経営を目指す企業が、指針で求められる DD を実施する際に参考となるガイダンス文書が、OECD ガイダンスです。

OECD ガイダンスは、OECD 行動指針の実務的な支援ツールとして作成されており、人権や環境だけでなく、幅広い課題（OECD ガイダンスでは、「RBC(責任ある企業行動 (Responsible Business Conduct)) 課題」¹⁵と表現）の DD プロセス構築について解説しています。

OECD ガイダンスでは、DD プロセスを5つの構成要素で説明しています。それらは、「①責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む、②企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する、③負の影響を停止する、防止する、および軽減する、④実施状況および結果を追跡調査する、⑤影響にどのように対処したかを伝える」、の5要素です（図表1）。

また、5つの要素以外に、6番目として、「適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する」を規定しています。これは、企業が実際に負の影響の原因となったり助長したりすることが判明した場合には、原状回復や今後の負の影響を防止することなどを含む是正措置を行う、又は是正のために協力することにより、これらの負の影響に対処する行うためのプロセスです。

OECD ガイダンスでは、是正措置の実施を「DDによって可能となり、またDDによって支えられるべき、分けられた重要なプロセスである。」とし、DDを構成する要素とはしていません¹⁶。しかし、実際に重大な負の影響が発生すれば、是正措置はきわめて重大な企業責任になることから、その重要性には十分に留意する必要があります。

¹⁵ OECD (2018) p.4.によれば、「RBC 課題」として、人権（雇用及び労使関係を含む）、環境、贈賄及び汚職、情報開示、消費者利益が挙げられている。

¹⁶ OECD (2018) p.88.

図表1 OECDガイダンスのDDプロセス



出所：『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』OECD p. 21. 図1

OECD ガイダンスが示す DD プロセスの5つの要素（①～⑤）及び是正措置（⑥）の概要は以下の通りです。

- ① 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む
 - 責任ある企業行動に関するコミットメント及び DD の実施計画を組み込んだ企業方針を立案、採択、周知する
 - その方針を経営システムに組み込んだ上で、通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする
 - 方針の主要な要素をサプライヤー及びその他のビジネス上の関係先とのエンゲージメントに組み込む

- ② 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する
 - 探査を広範囲に実施し、責任ある企業行動に関する重大なリスク領域を特定する
 - 重大なリスク領域を出発点とし、実際の及び潜在的な負の影響について、優先度の高い事業、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先に関する評価を実施する
 - 特定された実際の及び潜在的な負の影響への企業の関わりについて評価する。すなわち、企業が負の影響に対し「その原因となったか」「助長したか」「ビジネス上の関係により結びついているか」を評価する
 - 優先的に措置を講じるべき最も重大なリスク及び影響を、重大性及び可能性に基

づいて決定する。全てに直ちに対処できない場合、優先順位付けを行う

- ③ 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する
 - ②の評価に基づき、負の影響の原因や助長となった活動を停止する。また負の影響の防止及び軽減の計画を策定・実施する
 - ②の評価に基づき、ビジネス上の関係における負の影響の防止及び軽減を図るための計画を策定し、実施する
- ④ 実施状況および結果を追跡調査する
 - 負の影響の特定、防止、軽減及び適切な場合は是正支援措置の実施状況及び有効性を、ビジネス上の関係先も含め追跡調査し、結果を DD プロセスの改善に利用する
- ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える
 - 方針、プロセス及び活動、活動の結果や成果について公開する
- ⑥ 適切な場合 is 正措置を行う、または是正のために協力する
 - 企業が実際に負の影響の原因となったり助長したりしたことが判明した場合は、是正措置又は是正への協力により対処する
 - 適切な場合、企業に苦情を申し立てて対処を求める仕組みを提供するか、仕組みに協力する

また、OECD ガイダンスでは、以下のような DD プロセスの特徴を列挙しています。

OECD ガイダンスの特徴¹⁷

- DD は予防手段である。
- DD には複数のプロセスおよび目的が含まれる。
- DD はリスクに相応する（リスクベース）。
- DD には、優先順位付けが必要になる（リスクベース）。
- DD は動的である。
- DD は責任を転嫁しない。
- DD は国際的に認められた RBC の基準に関連する。
- DD を企業の状況に適合させる。
- DD は、ビジネス上の関係における制約に対処するために適応できる。
- DD はステークホルダーとのエンゲージメントから情報を得る。
- DD には継続的なコミュニケーションが必要である。

中でも、もっとも重視すべき特徴が、DD は「予防手段である」ことです。自社の事業活動が重大な負の影響の発生原因になったり、それらを助長したり、サプライチェーンで負の影響の発生に関与するような製品・サービスを提供することがないように、事業活動を精査し責任ある企業行動を推進することが DD の最重要目標です。

また、DD がリスクアプローチを採用する点も重要な特徴です。これは、負の影響の想定される発生確率や深刻度に応じて、DD の実施範囲や方法・頻度を流動的に拡大又は限定するという考え方です。例えば、負の影響の発生確率や深刻度が高い課題の場合には、バリューチェーン全体を大規模に探索し、それらが低い場合には探索範囲を限定して DD プロセスを効率的に運用します。また、想定される負の影響・リスクの種類や性質を考慮して、作業内容を適切に調整することも大事な留意点です。

さらに、DD プロセスの運用には情報収集が不可欠であり、そのためには情報収集ルートを確認しておかなければなりません。ステークホルダー・エンゲージメントはその重要な手段となりますが、ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントは、DD プロセスを通じて重要です。専門性のある NGO も関連するステークホルダーの中に含まれます¹⁸。

¹⁷ OECD (2018) pp.16-19.

¹⁸ OECD (2018) pp.48-51.

2-3 環境マネジメントシステムの構築運用と DD プロセスの関係

多くの企業では、環境などの重要課題に対処するための取組が実践されており、その手段のひとつが、環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の構築・運用です。

EMS の構築・運用は、企業自らが目的を定めて行うものである一方、DD プロセスは、企業が原因となったり助長したりする負の影響を停止・防止・軽減するという目的を達成するために企業が「相当の注意」を果たすプロセスです。EMS の構築・運用は、事業活動の負の影響の発生をコントロールするリスクマネジメント行動という面も含んでいることから、構築・運用している EMS を改修し、環境 DD を EMS と連携させることで効率的・効果的なマネジメントが可能となると考えられます。

各社で運用する EMS を DD プロセスでも活用するためには、その EMS 上の目的をいかに定めるか、年々変化する DD における注意レベルにあわせていかに適切に更新するか、等がポイントとなります。

ガバナンス体制の整備や DD プロセスの達成度管理体制の構築といった体制面に関する改修だけでなく、リスク発見・評価の徹底のような運用面の強化も不可欠な改修であり、その成否が DD プロセスの有効性を著しく左右します。

どのような改修が必要なのを決定するために、EMS を OECD ガイダンスと照らし合わせるなどして確認する必要があります。

第3章 DD プロセス運用と環境 DD における留意点

第3章では、第2章で紹介した OECD ガイダンスの DD プロセスの枠組みを参考に、DD プロセスの運用や環境 DD における留意点などを説明します。

第3章では、DD プロセスの手順ごとに、A.運用の留意点、に加え、B.環境 DD における留意点を解説します。

なお、企業集団では、グループ全体で一体的に DD を実施することになりますが、子会社が独自の企業集団を有する中間親会社である場合等、状況により、企業集団内の子会社等が独自の取組として自社のバリューチェーンを対象に実施することがあります。企業集団内の子会社等が DD プロセスを運用するにあたっての留意点も記載します。

また、第3章以降では、OECD ガイダンスの記載を以下のように言い換えて解説します。

第3章以降での言い換え

「責任ある企業行動 (RBC) 課題」 ➡ 「ESG課題」

・ 「RBC課題」は、「労働者および労使関係を含む人権、環境、贈賄及び汚職、情報開示ならびに消費者利益」の各項目です(OECDガイダンスp4)。本書では、これを、日本企業になじみのある「ESG」という用語を用いて、「ESG課題」と言い換えます。

・ なお、業種別のOECD ガイダンスの中には、「ESG」リスクと「RBC」リスクが異なるとの説明があるため、「RBC」の概念を理解する際の参考になります。
(参考) Responsible business conduct for institutional investors p.11 1.1 L10~14 環境省仮訳「機関投資家のための責任ある企業行動」
投資家は「ESGリスク」という言葉をよく使います。「RBC」と「ESG」の基準は、どちらも環境、社会的及びガバナンスの考慮事項に関するものです。しかし、RBCリスクとは、具体的には、OECD ガイドラインの対象となる課題に関する負の影響、言い換えれば、会社自体ではなく、社会や環境に対するリスクを指します。脚注4 ESGリスクの特定は、投資家がコストや株価への潜在的な影響を計算するための指標として利用することが多いのに対し、RBCリスクの特定はDDの一環であり、それらのリスクに対応するための積極的な行動を起こすために利用されます。

DDプロセスの5つの要素

- | | |
|---|---------------------|
| ① 責任ある企業行動を企業方針および経営システムに組み込む | ➡ 方針・経営システムへの組み込み |
| ② 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する | ➡ 負の影響・リスクの発見、評価 |
| ③ 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する | ➡ 負の影響・リスクの停止、防止、軽減 |
| ④ 実施状況および結果を追跡調査する | ➡ 実施状況と結果の追跡調査 |
| ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える | ➡ 情報開示 |

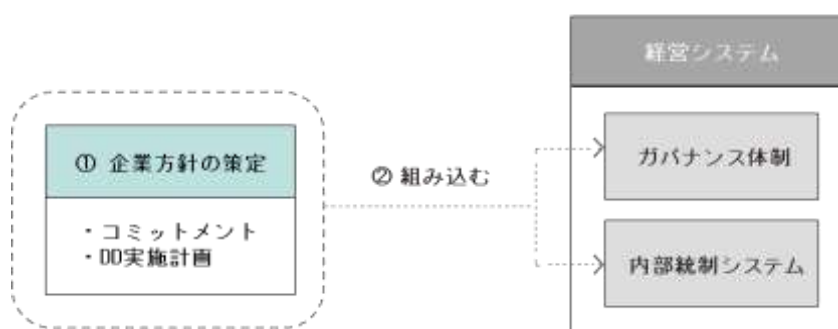
3-1 方針・経営システムへの組み込み

A. 運用の留意点

DD プロセスは、事業活動に関連する負の影響・リスクの発生を回避するために実施される「日常的・継続的な活動」であり、単発的な負の影響・リスクへの対処を目的とした臨時的・随時的な活動ではありません。ガバナンス主体である取締役会の責任と監督の下で、この活動を支える所管部門が日常的に評価を行い、発生原因を停止・防止し、DD プロセスを改善しながら、継続的に運用するものです。

「方針・経営システムへの組み込み」は、「負の影響・リスクの発見、評価」、「負の影響・リスクの停止、防止、軽減」、「実施状況と結果の追跡調査」、「情報開示」という DD の手順を日常的・継続的に反復実施するための基盤として重要です。この基盤がなければ、日常的・継続的な活動である DD プロセスを一定の方向性を堅持して行うことが困難になり、DD プロセスが組織活動としての正統性を喪失し、運用結果に悪い影響を与えかねません。また、実施状況と結果の追跡の評価結果を受けて行われるべき日常的・継続的な DD プロセスの更新や、同時に行うべき経営プロセスの修正が加えられないこともあり得ます。

図表 2 方針・経営システムへの組み込みプロセス



方針・経営システムへの組み込みには、まず ESG 課題への取組に関する企業方針の策定が必要です。DD は、責任ある企業行動を推進することが最重要目標です。また、DD プロセスの特徴である、予防手段であること、リスクアプローチを採用することという点から、企業方針には、規制（ハードロー）だけでなく、業種や企業規模によっては、社会的に広く認知され対応が求められている重要な課題（ソフトロー）も、その対象に含む必要があります。

その遵守対象には、自国だけでなく、グループ企業が操業する国・地域の環境規制のほか、パリ協定や SDGs のような国際的合意も含めるべきです。また、得意先の企業方針（＝自社への要求事項）を達成するのに不可欠な責任事項が企業方針に含まれることが望まれます。例えば、多国籍企業の方針では、a. 「OECD 行動指針」への準拠を表明、又はそれに準じたコミットメント（誓約や宣言）を行い、b. 自社グループの中堅、中小企業の場合もリスクに

応じた DD を適切に実施できるよう¹⁹、適宜、企業方針を示して DD 実施計画を策定し周知します。事業活動だけでなく、バリューチェーン全体を対象とする DD 実施計画を明確化し、周知することが必要です。

企業集団内の子会社等が独自に DD を実施する場合、企業方針の策定が必要ですが、子会社等の企業方針は、親会社が設定したグループ方針（企業集団全体の企業方針）と整合的でなければならず、グループ方針が自社の企業方針の基盤になります。

次に「経営システムへの組み込み」というのは、ESG 課題への取組に関する企業方針を事業戦略に組み込むことです。経営システムにはガバナンス体制と内部統制システムが含まれます。これらの体制整備によって、全社的でバリューチェーン全体を対象とした DD プロセスの運用が可能になります。

ガバナンス体制と内部統制システムは一体的に連動していなければ経営システムの機能が損なわれてしまいます。取締役会は ESG 課題への取組に関する企業方針を自らの業務に組み込んで経営者を監督し、経営者は持続可能な社会に適合するように会社組織を動かして事業活動を進めることが肝要です。こうした経営システムを確立していることが DD プロセスを実施する上での大前提となります。

経営システムへの組み込みに当たり、現在のガバナンス体制が持続可能な社会への移行に十分な機能・能力を備えているかどうかのチェックが必要です。不十分であれば、その改善が DD プロセス導入の最初のステップになります。

子会社等が独自に DD を実施する場合、基本的に独自の活動が中心になりますが、そのプロセスは、企業集団全体の DD プロセスに統合する必要があります。そのためにも必要なのは、企業集団全体のガバナンス体制（グループ・ガバナンス体制）を確立することです。

日本では企業集団が分権的に構成され、子会社の独立性が高い場合も少なくないですが、DD は、企業方針を達成する上で遵守すべき諸手続への準拠が強く求められる活動であり、それを監督する強力で一元的なグループ・ガバナンス体制の存在が不可欠になります。親会社が自社のガバナンスだけではなく、企業集団全体のガバナンスを担う組織体制を整備するとともに、その下で機能する企業集団の内部統制システムも整備すべき組織体制です。

また、子会社等の DD プロセスを企業集団の DD プロセスと整合的に進めさせる上で、親会社が関連情報を収集する情報チャネルや企業集団の各社が情報を交換するための情報ネットワークも必要なリソースです。こうした情報ルートが未整備である場合やグループ

¹⁹ OECD (2018) p.46.参照。リスクに応じた DD を実施する責任は企業規模や資源によって変わらないが、実施方法には影響する可能性がある。

各社の所管部署が明確でない場合は、まずは、親会社によるそれらの整備が必要になります。こうした職能を担わせるために、親会社が企業集団全体の DD プロセスを管理する委員会等をグループ共通組織として立ち上げることも有効な方法の一つです。

そして、ESG 課題に関する企業方針や期待事項をサプライヤー等とのエンゲージメントに組み込みます。

B. 環境 DD における留意点

EMS が確立されている場合にも、DD プロセスを組み込むことを明確に方針として打ち出す必要があります。その上で、DD プロセスの各ステップが、構築・運用されている EMS の PDCA と連動して日常的・継続的に実施されるように工夫します。環境に関する負の影響・リスクは分野横断的な性質があるため、他の ESG リスク分野の担当部署とも連携します。

3-2 負の影響・リスクの発見、評価

A. 運用の留意点

事業活動が ESG 課題に及ぼす負の影響・リスクを発見し、評価します。さらに、それらの中から取組対象とすべき重大な負の影響・リスクを優先順位付けによって選別します。

図表 3 発見・評価プロセスの実施手順



- ①探索範囲の決定： 負の影響・リスクの存在可能性が高そうな事業領域を選別します。
- ②探索活動の実施： そのバリューチェーン全体で負の影響・リスクを探索し、発見します。
- ③探索した負の影響・リスクの評価： 探索した負の影響・リスクを評価します。
- ④取組対象の決定： 対処すべき重要な負の影響・リスクを決定します。

対処すべき負の影響・リスクが多いために同時に解決できない場合は、それらを発生確率と深刻度に応じて優先順位付けを行い、優先順位の高いものから対処します。リスクの発見のあり方は、ビジネスモデルに付帯する負の影響・リスクの発生確率や深刻度によって異なるので、DD プロセスを実施しようとする会社が独自に仕組みを工夫します。高い精度で系統的・網羅的に負の影響・リスクを発見するために、以下のようなポイントがあります。

(1) ビジネスモデルの把握

ビジネスモデルとは、事業者が、どのような事業により、どのように競争力を得て、長期間にわたり利益を稼得・保持しているかを表現するものであり、主要な製品・サービス、事業環境、販売市場の動向、バリューチェーンにおける事業者の位置づけ・役割、顧客、販売方法等で説明されることが一般的です²⁰。

事業活動による負の影響・リスクはビジネスモデルと深く関係していることが多く、評価に当たっては、まず自社のビジネスモデルを把握することが重要です。ただし、ほとんどの企業では事業領域が多岐にわたっており、企業全体のビジネスモデルを把握するのは非常に複雑な作業になります。

しかし、DD はリスクベースのプロセスなので、ビジネスモデル固有のリスクを理解しなければ、適切なリスク評価ができません。事業領域が多岐にわたる複雑な場合には、負の影響・リスクの存在可能性が高そうな事業領域を選別する際に、まずは、主力製品・サービスについてのビジネスモデルから把握し、業種、事業所の立地、サプライチェーン等の

²⁰ 環境省 (2018) p.13.

ビジネスモデルに関係する諸要因を整理して、固有リスクの把握・理解に努めます。その際に、ビジネスモデルを図などで視覚的に表現²¹しておくことで理解を促進するのに役立ちます。

(2) バリューチェーン²²の把握

負の影響・リスクの探索範囲は自社グループを含めてバリューチェーン全体です。バリューチェーンは一般的に、事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービスや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成されます。各社の事業活動により、直接の調達先とその先の2次、3次サプライヤー等（川上）や直接の顧客とその先の間接的な顧客、最終消費者、更には最終処分等（川下）で、負の影響・リスクが発見される可能性があります。

DD プロセスはバリューチェーン規模で実施されるものなので、あきらかに負の影響・リスクの発生場所が限定されている場合を除いて、バリューチェーン全体を探索します。

探索のために、バリューチェーンマップ²³を作成することで、ビジネスモデル固有の負の影響・リスクの発生場所を推定することが容易になります。複数の事業領域や製品・サービスがある場合、主たる事業領域や主力製品・サービスのバリューチェーンマップを少なくとも1つは作成するところからはじめ、自社のバリューチェーンの特性を少しずつ理解することがDDプロセス導入の第一歩です。

中堅・中小企業でも、バリューチェーンのうち上流（＝サプライチェーン）はグローバルに広がっていることが多く、潜在的なリスクの大きさは大企業と大差がない場合もあります。コストや技術的な制約があっても、マスコミ報道やNGOが社会に向けて公開している調査報告等、広く入手可能な情報を活用し、よりリスクの発生可能性が低い調達ルートを選定できる可能性があります。

サプライチェーンでの探索等については、以下の「(4) サプライチェーンの現状確認」で、バリューチェーンマネジメントへのDDプロセスの適用については、「第4章バリューチェーンへのDDプロセスの適用」で説明しています。

(3) ステークホルダー・エンゲージメント

バリューチェーンのリスク評価でもステークホルダー・エンゲージメント²⁴は有効な手段です。ステークホルダー・エンゲージメントによって、企業単独で実施する情報収集と

21 ビジネスモデルの描写方法については、環境省（2019）を参照のこと。

22 企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

23 バリューチェーンマップについては、環境省（2019）を参照のこと。

24 ステークホルダー・エンゲージメントについては、環境省（2019）を参照のこと。

比較して、負の影響・リスクの発生場所により近い確な情報が得られ、負の影響・リスクの存在を複眼的に可視化することが可能になります。

ステークホルダー・エンゲージメントは、ダイアログだけにとどまらず、お客様相談室での対応など、様々な形態で実施可能であり、それぞれが貴重な情報源ともなる双方向のコミュニケーションです。

入手する情報にバイアスがかからないように、個々のステークホルダーグループに対して可能な限り複数のエンゲージメント方法（ルート）を確保し、得られた情報を一元的に集積して分析することが効率的です。

ステークホルダーとして、影響を受けるコミュニティ、労働者、事業のパートナー、NGOなどを含む全てが対象となります²⁵。

(4) サプライチェーンの現状確認

事業活動に伴う環境破壊や環境リスクなどの負の影響・リスクは、自社だけでなく、支配するグループ各社、直接的・間接的な取引関係で結びつくサプライヤーまで関係を保つことで、適切に防止・軽減しなければなりません。その基本は企業方針の達成を阻害するような重要なリスクを網羅的に発見する調査活動の実施です。DDプロセスの存在を主張しようとするれば、こうした調査活動が適切に行われていることを説明する必要があります。

サプライチェーンの現状を確認する手法として、サプライヤーの調査や監査などもリスク評価に必要な情報の入手ルートとして有用です。ただし、調査票がDDプロセスの評価に活用可能な具体的な内容でない場合、また回答受領のみの場合などでは回答内容と実態に乖離がある可能性など、DDプロセスとして十分な情報とならないことがあるため、調査項目や調査方法には工夫が必要です。

また、リスクの高いサプライヤーからCSRレポート等を入手することで取組や情報開示の促進につながります。

²⁵ OECD (2018) p.48. Q8 企業のステークホルダーとは誰か

B. 環境 DD における留意点

OECD ガイダンスでは、事業活動と負の影響・リスクとの因果関係（負の影響・リスクの発生原因）を、「原因となる」、「助長する」、「直接結びつく」の3タイプに分類しています。それぞれのタイプで負の影響への企業の関わりをどのタイプか評価し、適切な対応方法を決定するためです。

- 「原因となる」とは、自社の事業活動そのものが負の影響・リスクを発生させているケースです。自社工場から有害廃棄物等を排出することで大きな環境負荷を生じさせているような場合がこれに該当します。
- 「助長する」とは、意図的でないとしても自社の事業活動が結果的に他企業による負の影響・リスクの発生を促しているケースを言います。ISO26000 では「加担(complicity)」という用語を用いています。例えば、環境リスクが高い国のサプライヤーから原材料等を仕入れる場合、そのサプライヤーが現地で引き起こす重大な環境破壊を黙認し、さらに悪化させるような場合が助長と判断されることもあります。
- 「直接結びつく」とは、直接の契約関係がなくても、ビジネス上の関係先を介した負の影響と企業の製品、サービスまたは事業との関係がある場合です。環境負荷の重いサプライチェーンに依存する事業活動が該当します。

発見されない負の影響・リスクはマネジメントの対象にならないため、問題が解決されません。その意味で、DD プロセスの実効性を決める核心的な手続が負の影響・リスクの発見及び評価です。

しかし、環境マネジメントの現場で、自社活動に限定してバリューチェーン全体が対象になっていない場合や、PDCA サイクルの初期段階だけ重要な環境側面の評価を行っている場合など、リスク発見の手続を適切な範囲・頻度で系統的に行わないと、必要な負の影響やリスクの発見が出来ない危険性があります。

社内のリスクマネジメントの仕組みとの連携を強化して、定期的な負の影響・リスク発見の実行が環境マネジメントに十分反映されるように、必要なシステム改修をすることが求められます。

DDガイダンスで紹介されている環境に関する負の影響・リスクの例

OECD多国籍企業行動指針に示された項目（環境）への具体例^{※1}

- 土壌劣化、水源枯渇および原生林と生物多様性の破壊のいずれかまたは全部による生態系悪化
- 製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的な危険性
- 水質汚染（例えば、適切な廃水処理施設を利用しない廃水の排出）

規模、範囲および是正不能性に関する指標の例^{※2}

規模に関する例	<ul style="list-style-type: none">◦ 人体の健康に対する影響の程度◦ 生物の種の攻勢における変化の程度◦ 水使用量原単位（利用可能資源の総量のうち使用した割合（%））◦ 廃棄物および化学物質の発生程度（トン、発生の割合（%））
範囲に関する例	<ul style="list-style-type: none">◦ 影響の地理的広がり◦ 影響を受けた生物の種の数
是正不能性に関する例	<ul style="list-style-type: none">◦ 自然の復旧可能または実施可能な度合い◦ 是正措置に要する期間の長さ

※1 出所『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』OECD p.39 表2より作成

※2 出所『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』OECD p.43 表3より作成

DDガイダンスで例示されている項目以外にも、気候変動について責任ある企業行動の対象と考えられます。

パリ協定の目標を達成するためには、企業が温室効果ガスの排出量を削減し、人々や地球に与える影響を軽減するための野心的な緩和行動が必要です。また、この行動は、従業員、地域社会、自然環境への影響も含め、企業が直接の業務やサプライチェーンに及ぼす気候変動の物理的リスクや移行リスクに対処し、適応するために、企業の気候変動への耐性を強化することも意味しており、気候変動のリスクと影響に対する緩和と適応の対応を強化できる企業は、投資家や消費者の期待に応え、競争力を高め、収益を保護することができるようになる²⁶と期待されています。

²⁶ <https://mneguidelines.oecd.org/rbc-and-climate-change.htm>（2020年7月閲覧）

3-3 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

A. 運用の留意点

停止とは「負の影響の原因となったり助長したりする活動を確実に止めること」で、防止は「負の影響がそもそも発生しないようにするための活動」を意味しています。軽減は「負の影響が発生した場合に、影響を少なくする活動」です。DDの最重要目標は負の影響・リスクの防止です²⁷。

防止・軽減については、対処計画を策定して、これを実施します。この対処計画にはサプライチェーンで発生する間接的影響も含めます。ただし、自社の努力だけではサプライチェーンにおける負の影響・リスクの発生を回避できない場合には、発生場所であるサプライヤーに対して可能な範囲の影響力を行使して、その防止・軽減対策が促進されるように協力を促します。

これらの防止策、軽減策を考える上でも、ステークホルダー・エンゲージメントは重要な手段となります。

B. 環境 DD における留意点

環境マネジメントに DD プロセスを組み込むに当たって、原因となった活動を停止・防止し、負の影響・リスクを根絶することが現実的でない場合があります。一般論として、事業活動自体が環境負荷の発生原因であり、その活動をやめなければ影響を完全にゼロにすることが困難だからです²⁸。

このような場合、OECD の DD の本来的な最重要目標は負の影響・リスクの防止であるということを理解し、できる限り発生原因の停止・防止に努めつつ、重大な環境負荷の影響を「軽減する」方法を選択することが肝要です。その観点から環境 DD プロセスの中で、目標管理を考える時にいくつかのポイントがあります。

(1) 環境 DD 目標の妥当性

完全に負の影響・リスクが排除できなくても、監視メカニズムを含む測定可能な形でリスクを軽減する方法の実施に努めることは可能です。その際に課題となるのが、設定する目標の妥当性です。負の影響・リスクの軽減のために、どの程度の水準で目標を設定すべきなのは、環境課題に関わる負の影響・リスクの発生確率と深刻度に応じて変わります。

例えば、水ストレスの高い地域に立地する事業所の水消費量削減目標は、水資源の豊富

²⁷ OECD (2018) p.29.p.74.

²⁸ OECD (2018) p.15.16. OECD 行動指針は、環境を含めた課題への対処に企業が貢献することを奨励しており、OECD ガイダンスでは、企業がリスクや負の影響を特定し対処することは前向きな貢献の機会を特定することにも役立つとしている。

な地域のそれよりも高くなるのが普通です。また、気候変動のようにグローバルで目標を定め大規模な対策が急務である環境課題では、それに沿った目標の設定が求められることとなります。

DD の目標を設定するのは企業自身ですが、その妥当性を判断するのはステークホルダーです。最も深刻なリスクに優先的に対処しつつ、他のリスクにも対応するような水準で目標設定する必要があり、それはステークホルダーに対する説明責任でもあります。また、ステークホルダーが妥当だと考える水準は、社会的課題・要請の変化に伴い変わる可能性があるため、適宜見直しが必要です。

多くの場合、環境 DD プロセスにおいて、新たな科学的知見に基づき世界共通の長期目標や活動計画が変わる場合があります。適当な場合には、関連する国の政策及び国際的な環境に関するコミットメントと整合させるなど、適宜社会からの要請に応じて目標を見直し、可能な限り有効な DD プロセス実践に努めることが必要です。

(2) 目標・実績管理の可視化

目標が妥当であったとしても実績が伴わなければ意味がありません。目標 (targets) は着実に達成することが求められます。目標と実績による達成度管理は DD プロセスにおいても重要な作業です。

DD 目標の達成をコミットし、一定期間が経過した後に実績と比較して、達成度や進捗度を示すことで、ステークホルダーは目標自体と目標・実績管理の妥当性を評価し、停止行動や防止計画の是非を判断することが可能になります。

(3) ロードマップによる管理

目標には短期的に達成可能なものと中・長期であれば達成可能なものがあります。EMS に DD プロセスを組み込む場合、特に後者については、目標達成に向けてロードマップを作成し、そこに単年度の達成目標を加えて、達成実績を積み上げながら最終目標を目指します。

3-4 実施状況と結果の追跡調査

A. 運用の留意点

DD プロセスの実施状況とその結果の追跡調査は、負の影響・リスクの発生の都度に個別の評価を余儀なくされて、時間やコストを犠牲にしないですむように、定期的な評価の仕組みを確立しておくことが望まれます。

追跡調査において重要なのは、特定された負の影響・リスクに対して有効に対処したかを評価することです。サプライチェーンで発生する負の影響・リスクの場合には、質問票やアンケートから、サプライヤーに対する監査、ステークホルダー・エンゲージメント、苦情処理システムの設置等まで、現場での取組成果を確認するために様々な手法が開発されています。

また、有識者や NGO 関係者で構成するアドバイザリーパネルや社外専門家・組織との定期的なダイアログなどのエンゲージメントを通じて、目標・実績管理をより客観視することができます。

バリューチェーン全体での従業員、地域住民、消費者、NGO 等の意見を吸い上げられる通報制度や苦情処理システムは、OECD ガイダンスでは、DD プロセスの構成要素とはされていないものの DD プロセスを支える手段とされており、日常的に有効性評価の手がかりとなる情報を入手できるので、可能な限り常設して、その存在を会社ウェブサイト等で適切であれば多言語で広報することが望まれます。

次に説明する情報開示も、DD プロセスの実施状況と結果の追跡調査の適切性を担保する重要なプロセスです。DD プロセスが有効に機能したかどうかは最終的にステークホルダーの判断に依拠することになるので、定期的な情報開示を通じて、発見された重大な負の影響・リスクとその是正措置の状況や DD プロセスの有効性を追跡調査した結果等を伝えます。

追跡調査で得られた結果は、必要に応じて、これまでの各プロセスにフィードバックし、それらのプロセス改善に役立てます。

B. 環境 DD における留意点

環境 DD では取組成果を確認することが容易でない場合があります。例えば、汚染物質の排出量が一定量削減されたとして、負の影響・リスクの低減に有効だったか否かは主観的な判断にならざるを得ないこともありえます。環境全体への改善効果を個社の取組だけで数値的に示すことは現実的ではない場合が多いですが、だからといって環境 DD の実施状況と結果の追跡調査が不要ということにはなりません。重要なのは、個社では影響が見えにくいということを理由に問題を放置しないことです。

環境 DD プロセスの実施状況と結果の追跡に関して第三者による保証を受けることも一

案です。例えば、環境 DD の目的にもかなうように再構築した EMS の状況について、環境 DD プロセス実施の基礎として、ISO140001 やエコアクション 2.1 の認証取得することなども考えられます。

また、DD は日常的・継続的な運用から得られた知見に基づいて継続的に改善することが重要です。追跡調査の結果も DD プロセスの定期的な見直しと連動させます。

3-5 情報開示

A. 運用の留意点

実施した DD プロセスについて社内外に情報公開します。

DD プロセスの「実施状況と結果の追跡調査」の適切性の担保には、情報開示が欠かせません。DD プロセスの情報は、社内で共有・活用するだけにとどまらず、開示することが求められます。OECD ガイダンスでは、DD プロセスにおける情報開示は「説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」であり、「情報を伝えることは、DD プロセスそのもの一部である。これによって企業は、自らの行動および意思決定に対する信用を築き、誠意を示すことができる」と説明しています²⁹。

開示する情報は DD 実施計画の運用のはじめから終わりまで、特に、企業方針、経営システムの確立プロセスで行った取組内容、発見した重大な負の影響・リスクの領域、発見・原因分析した重大な負の影響・リスク、優先順位付けの基準、防止・軽減への対処行動に関する情報が含まれます。

情報の開示場所は、サステナビリティレポート、CSR レポート、統合報告書、アニュアルレポートのような企業が年次で発行する報告書が一般的です。この中には会社ウェブサイトでの情報公開も含まれます。

企業集団全体のグループ報告書を親会社が作成し、その中にグループの会社の情報も含めることが一般的です。子会社等が独自に DD を実施する場合の DD プロセスの結果もこのグループでの報告に含まれますが、子会社が独自の企業集団を有する中間親会社の場合、中間親会社が独自にグループ報告書を作成し、DD の結果を掲載することもあります。

情報開示に当たっては、環境省「環境報告ガイドライン 2018 年版」も参考にすることができます。

B. 環境 DD における留意点

環境マネジメントにおける公共財の道義的な使用責任に関する DD プロセスの場合では、情報開示の相手先が社会全体に拡散することも少なくありません。したがって、社会の誰もが必要なときにアクセスできるような手段によって情報開示を心がけることが肝要です。

²⁹ OECD (2018) p.15.p.19.

第4章 バリューチェーンへのDDプロセスの適用

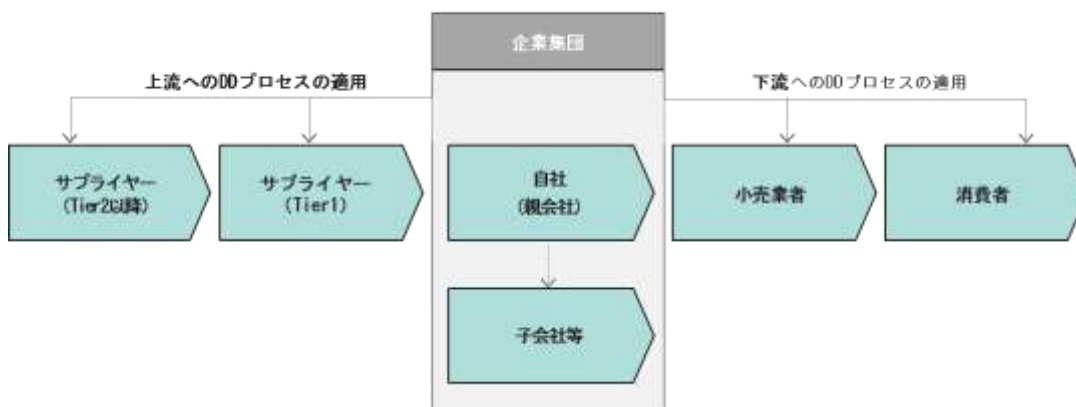
第4章では、DDプロセスをバリューチェーン全体に適用する際の留意点について概括した後、上流への適用、下流への適用に分けて説明します。

DDプロセスを実施する組織体の対象は一義的には企業集団全体です。自社だけでなく、企業集団内で自社が親会社として支配する子会社等（国内だけでなく、海外での現地法人も含む）も対象となります³⁰。

しかし、OECD ガイダンスは、DD について、「自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスである」と定義しています³¹。

第3章の「負の影響・リスクの発見、評価」において、網羅的な負の影響・リスク発見のためには、自社グループを含むバリューチェーン全体に対して探索活動を行うことを留意点として挙げたように、DDプロセスの対象は、自らの事業活動だけでなく、サプライチェーンやその他のビジネス上の関係における他社の事業活動、さらには自社製品・サービスを利用する消費者の行動を含む、バリューチェーン全体に及ぶことに注意が必要です。

図表4 バリューチェーンの全体像



バリューチェーンには取引関係で直接的・間接的に結びついた上流の他社、自社の企業集団（自社や子会社）、取引関係で直接的・間接的に結びついた下流の他社及び自社製品・サービスの消費者・使用者といった組織・個人が存在しており、DDプロセス適用の際には、これらの組織・個人全てを管理範囲に含めなければならない場合がありますが、

³⁰ OECD (2018) p.9.

³¹ OECD (2018) p.15.

自社の企業集団以外の活動を DD プロセスで管理することは、組織的に別人格であることから、容易ではありません。

例えばサプライチェーンの tier2³² から先で操業するサプライヤーは、自社と直接的な取引関係がないために、DD プロセスに関する情報提供を直接依頼できないのが普通です。こうした実態の見えにくさは、負の影響・リスクの特定を遅らせて、DD プロセスの有効性を損なう危険性を高めます。

そこで、本章では、DD プロセスをバリューチェーン全体に適用する際の留意点を取り上げて、それらのポイントを DD プロセスの流れに沿って説明します。この場合、特に参考となるのは、主としてサプライチェーン DD を解説する OECD のセクター別の DD ガイダンスです³³。例えば、衣料・履物セクター向けのガイダンス（以下「OECD 衣料・履物ガイダンス」という。）、紛争鉱物に関するガイダンス、責任ある農業サプライチェーンに関するガイダンスがサプライチェーン DD を中心に DD プロセスの課題と対策をまとめており、バリューチェーンマネジメントへ DD プロセスを適用する際の有用な手がかりを提供しています。

³² サプライチェーンにおいて自社と取引関係があるサプライヤー（1次サプライヤー、tier1）に物品等を納入するサプライヤー（2次サプライヤー）のこと。

³³ セクター別ガイダンスについては、第5章 5-4 参考となる関連資料、ツール（2）を参照のこと。

4-1 上流（サプライチェーン）への適用

サプライチェーンは取引業者の複雑な連鎖構造であり、グローバルに展開しています。その構造から、サプライヤー又は下請業者が何層も先の場合、負の影響・リスク特定に向けた調査活動や原因の停止・防止・軽減活動を直接行えることもありますが、間接的に行わざるを得ないこともあります。その結果、サプライチェーンDDでは、自社に過失がない場合でも、取組の実効性が損なわれることが少なくありません。

サプライチェーンDDについては、構造的な特性による限界が存在することが認められており、例えば、指導原則の13³⁴で、人権尊重責任を果たすために企業に必要な行為として、自らの活動が負の影響の原因であるか、又は助長する場合は、それを「回避する³⁵」ように求めています。

一方で、取引関係を通じてサプライチェーンで発生する負の影響の場合には、それを防止・軽減するように具体的に「努める³⁶」ことが求められますが、「回避」までが確実に求められているわけではありません。すなわち、サプライチェーンDDでは完全なリスク原因の停止・防止・軽減が容易でないことを示唆しています。そのために、自社が影響力の行使等を含めDDプロセスを過失なく実施すれば、サプライチェーンでの第三者による負の影響については自社の責任が解除される（免責になる）、と主張する法律専門家もいます³⁷。このようなビジネス関係における制約はDDプロセスの工夫をとおして対処します³⁸。

こうしたサプライチェーンの特性から、サプライチェーンDDには自社活動の場合とは異なる配慮が必要になります。その基本的な留意点は次の通りです。

³⁴ United Nations (2011) p.14 (国連 (2011) p.4).

³⁵ "Avoid causing or contributing to adverse human rights impacts"として影響の完全な回避を求めている。United Nations (2011) p.14 (国連 (2011) p.4).

³⁶ "Seek to prevent or mitigate adverse human rights impacts"として「努める」ことを求めるにとどめている。United Nations (2011) p.14 (国連 (2011) p.4).

³⁷ Bonnitcha & McCorquodale (2017) p.914.

³⁸ OECD (2018) p.18.

図表5 サプライチェーンDDの留意点

	DDプロセス	活動の内容	サプライチェーンDDの留意点
1	方針・経営システムへの組み込み	企業方針の策定	● 企業方針をサプライチェーンに周知する
		経営システムの強化	● 意思決定プロセスにDDを組み込む ● 特に調達部門にサプライチェーンDDの意義・重要性を理解させる
2		負の影響・リスクの発見、評価	● セクターリスク及び製品、地理的リスク等を考慮に入れリスクを洗い出す ● 高リスクなサプライヤーから調査する ● コントロール・ポイントのサプライヤーと連携する
3		負の影響・リスクの停止、防止、軽減	● サプライヤーに影響力を行使する ● サプライヤーとのエンゲージメントを実施する ● サプライヤーを技術的・経済的に支援する ● サプライヤーとの取引を見直す
4	実施状況と結果の追跡調査	サプライチェーンDDの進捗度	● 成果指標の継続的なモニタリングを実施する
		防止・軽減措置の効果	● サプライヤー、NGO、影響を受けるコミュニティ等とのエンゲージメントを行う ● 関連する成果指標の継続的なモニタリング ● コントロール・ポイントには第三者監査も有効 ● 苦情処理システムへのアクセスと有効性を確保する
5		情報開示	● 実施したDDプロセスの情報を公開する ● 必要に応じてサプライヤーと協働して対応する

(1) 方針・経営システムへの組み込み

● 企業方針の策定

まずは策定した企業方針をサプライチェーン全体に周知徹底することが重要です³⁹。企業方針はDDにおいて払うべき相当の注意の行為水準であり、DDプロセスの実効性を担保する基本的な拠り所となるものです。自社が企業方針の達成を目的にしてDDプロセスを実施すると共に、それがサプライチェーンDDでも必要な行動であることをサプライヤーによく理解してもらわなければなりません。例えば、バリューチェーン全体での温室効果ガス削減を目指す場合、部品・製品の調達先に、そうした方針を打ち出すことが必要です。

周知徹底する際には、DDプロセスの導入についても伝達し、当該サプライヤーとそれより上流のサプライチェーンに関する評価情報の提供を依頼します。

企業方針の周知にもっとも有効な方法は、1次サプライヤーとの契約において、自社の企業方針の遵守を契約条件に明記することです。さらに、当該企業方針の遵守を1次サプライヤーの下請業者や2次サプライヤー以降へも申し送ることを契約条件にすることは何層にもなるサプライチェーンへの企業方針周知に有効な手段です。

³⁹ OECD (2017) 1.1 項。

- 管理システムの強化

次に、サプライチェーンの管理システムの強化策として、事業活動の意思決定プロセスに DD の実施を組み込みます⁴⁰。例えば、製品設計において、環境リスクのある原材料の使用や環境リスクの高い国や地域からの調達を検討する場合、その是非の検討に DD を活用できるようにしておく必要があります。

また、組織体制の面では、全社的にサプライチェーン DD の意義と重要性が十分に理解されるように努めます。特に調達部門など、購買や業者選定にあたる部門についてはサプライチェーン DD に関する教育訓練の十分な機会を設けると共に、情報システムを含む必要な経営リソースへのアクセス権を付与します。

(2) 負の影響・リスクの発見・評価

- リスク調査

サプライチェーンでのリスクを発見する調査では、既知のセクターリスクに基づいて進め、操業・調達する国、生産・販売する製品、事業活動と調達業務を勘案してリスクを洗い出します⁴¹。

セクターリスクの要因には、製品のリスク要因、国別のリスク要因、ビジネスモデルのリスク要因、調達モデルのリスク要因があり⁴²、サプライチェーン DD に関連する環境リスクを例示すると以下のようになります。

- ・ 製品のリスク要因・・・製品特性や製造プロセスの違いで生産段階・廃棄段階での環境リスクが高くなる製品、又は環境リスクの高いサプライヤーからの原材料調達が必要な製品があります。
- ・ 国別のリスク要因・・・国内法や生産環境により、生産時の環境リスクが高い国があります。
- ・ ビジネスモデルのリスク要因・・・季節商品を製造・販売するビジネスモデルのように、製品サイクルが頻繁に変更される場合は、エネルギーや資源をより消費し、CO₂ 排出量や廃棄物排出量等が増えるリスクがあります。
- ・ 調達モデルのリスク要因・・・一般的に、サプライヤーや調達ルートが増える場合、サプライヤーとの関係が短期的で希薄な場合、代理店や仲介業者を通じた場合には、負の影響・リスクの調査・発見・評価が困難になりかねません。

リスクを発見するための調査活動では、リスクの発生確率と深刻度に応じて調査範囲を決定します。リスクの発生確率が高い場合や深刻度が大きい場合には、サプライ

⁴⁰ OECD (2017) 1.2 項

⁴¹ OECD (2017) 2.1 項

⁴² OECD (2017) 2.1 項

チェーンをより広範囲に調査します。

また、サプライチェーン DD はリスクベースで実施するため、取り扱う製品品目が多い場合は、環境リスクがもっとも高い製品から調査対象にし、原材料等を調達する国が多い場合は、高リスク国を特定して、それらに調査の優先順位を付けます。

- リスクの高いサプライヤーの調査⁴³

現場レベルのリスクが高いサプライヤーを優先的に調査対象とします。

高リスクなサプライヤーの選定に際しては、サプライチェーンの tier で自社に近いサプライヤーから調査対象とするのではなく、リスクの発生確率と深刻度によって判断し、2次サプライヤーのリスクが1次サプライヤーよりも高ければ、2次サプライヤーから先に調査対象とします。DDの有効性を高めるには、リスクがある場所ではなく、リスクの大きさにフォーカスして優先的に対応するという考え方です。

その場合、a.高リスク国で操業する、b.高リスクな生産プロセスを採用する、c.高リスクであると以前に特定された実績がある、を判別基準として選定し、当該サプライヤーの EMS やリスクの実態を調査します。また、当該サプライヤーが環境リスクも含めた苦情処理システムを完備しているかどうか調査項目に含めます。

- 2次サプライヤーから先のサプライチェーンにおけるリスク調査⁴⁴

2次サプライヤーから先のサプライチェーンは、自社から離れているために実態が見えにくく、直接的には自社の影響力を及ぼすことができないのが一般的で、調査活動が困難になります。その場合のリスク評価手法として、「トレサビリティ」と「コントロール・ポイント（チョーク・ポイント（choke point）ともよばれる。）へのエンゲージメント」があげられます⁴⁵。

自社で原材料等のトレサビリティを効果的かつ効率的に確保するために、一般的な事業者が2次サプライヤーから先のサプライチェーンにおけるリスク調査を実施する場合、コントロール・ポイントへのエンゲージメントがより現実的な手法になると考えられます。

⁴³ OECD (2017) 2.3 項

⁴⁴ OECD (2017) 2.3 項

⁴⁵ OECD (2017) 2.3 項、ボックス 3

サプライチェーン DD におけるコントロール・ポイントについて、OECD 衣料・履物ガイドは次の 3 つを例示しています⁴⁶。

- ・ サプライチェーンで重要な変形が起こるポイント：サプライチェーンを流れる原材料等の形態を大きく変えるプロセスのサプライヤー。合成繊維の化学製品プラント等
- ・ 比較的少数の業者で投入物の大部分を処理する又は取り扱うサプライチェーン段階：綿やゴム等世界的なコモディティの仕入れ販売者等
- ・ 上流の生産・取引環境がよく見渡せ、それらのコントロールができるサプライチェーン段階：輸入業者や卸売業者等

コントロール・ポイントに位置するサプライヤーは、そこから上流への可視性と影響力に優れていることが多く、当該サプライヤーとの直接的なエンゲージメントによって、サプライチェーン DD の有効性を高めることが可能になります。その際の留意点として、当該サプライヤーの DD プロセスが適切に運用されていること、さらには、上流におけるリスクの発見・原因分析が十分になされていることを確認します。

(3) 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

サプライチェーンで負の影響・リスクが発見された後は、可能な影響力を行使します。例えば、それらの発生場所となるサプライヤーとのエンゲージメントを可能な限り実施し、又は、支援して原因が停止・防止・軽減されるように協力します。究極的には取引の見直しという影響力の行使もあり得ます。

潜在的な負の影響については、その発生を防止する措置を講ずるようにサプライヤーを促し、必要な場合には改善措置の立案に協力します。

自社のサプライチェーン DD においてサプライチェーンの負の影響・リスクをあらかじめ軽減する措置には、以下 4 つのような手法があります⁴⁷。

- ・ サプライヤーの事前認定・・・原材料等の発注前にサプライヤーを評価し、負の影響・リスクを防止・軽減しながら調達が可能かどうかを判断します。サプライヤーが有効な DD プロセスを実施しているか、又は、サプライヤーの能力開発を通じて負の影響・リスクの停止・防止・軽減に影響力を行使できる場合に取引相手として認定します。
- ・ サプライヤーとの連帯・・・多数のサプライヤーと取引関係がある場合は、環境にかかわる負の影響・リスクの停止・防止・軽減効果を高めるために、全サプライヤーと連帯して緊密な協力関係が構築できるように工夫します。例えばサプライ

⁴⁶ OECD (2017) 2.3 項、ボックス 3

⁴⁷ OECD (2017) 3.2.2 項

ヤーによる協力会のような組織を構築し、それを通じて支援したり、影響力を行使したりすることも一つの方法です。

- ・ サプライヤーの理解・・・サプライヤーとの長期的な関係によってサプライヤーの状況をよく理解し、負の影響・リスクの停止・防止・軽減に向けた適切な支援を提供します。そのためには継続的なエンゲージメントが必要です。
- ・ ビジネスインセンティブの確立・・・サプライヤーが自社の企業方針をよく理解し、負の影響・リスクの停止・防止・軽減に努めるように、インセンティブを提供します。例えば、企業方針の実践を契約条件化すること、協力的なサプライヤーを優遇すること（発注量の優先的な割当等）がそうしたインセンティブに含まれます。

負の影響・リスクの停止・防止・軽減に向けてサプライヤーを支援することはサプライチェーン DD の有効性を高める効果的な手段です。例えば、そうした支援には、DD プロセスに関する研修、管理システムの改善等に関する技術支援、直接融資や継続調達の保証等の資金面での援助などが含まれます⁴⁸。

自社の影響力が及びにくいサプライヤーの場合は、適切なコントロール・ポイントに影響力を行使して、当該サプライヤーに DD の実施を促します⁴⁹。

負の影響・リスクの停止・防止・軽減が実行不能であるサプライヤーや非協力的なサプライヤーの場合は、最終的な手段としては契約解除も選択肢に入ります⁵⁰。

(4) 実施状況と結果の追跡調査

サプライチェーンにおける実施状況と結果の追跡では、a. サプライチェーン DD の進捗度、b. 負の影響・リスクに関する防止・軽減措置の効果が評価事項になります⁵¹。

サプライチェーン DD の進捗度を評価する際には、企業方針の達成状況を示す適切な成果指標を選定して、それらを継続的にモニタリングします⁵²。例えば、CO₂ 排出量ではスコープ 3 排出量の推移がサプライチェーン DD の進捗度指標になり、水使用量では水ストレスのある水系地域で操業するサプライヤーの取水量や DD プロセスの整備・運用状況がモニタリング対象指標になると考えられます。

成果指標の算定には、サプライヤーからの情報提供が必要な場合も多く、サプライ

48 OECD (2017) 3.2.4 項

49 OECD (2017) 3.2.3 項、ボックス 6。

50 OECD (2017) 3.2.5 項

51 OECD (2017) 4.2 項

52 OECD (2017) 4.2 項

ヤーとの定期的なエンゲージメントは重要です。定期的な情報提供に関して相互に合意形成し、それを契約条件に明記しておくことも有用です。

サプライヤーの現場で発見した負の影響・リスクについては、その是正措置がサプライヤーと合意した期限内に実行されたことを検証し、効果があったことを確認します⁵³。その場合、必要に応じてサプライヤーを訪問調査し、情報収集を行います。例えば、現地自治体や地域 NGO 等、影響を受けたもしくは受ける可能性のあるステークホルダー等とのエンゲージメントが必要になる場合もあります。また、関連指標を長期的にモニタリングすることも効果の確認手段として有効です。

サプライチェーン内に高リスクな業種であって原材料・製品等の加工度が大きいサプライヤーが存在し、それが高リスク国で操業し、しかもそのサプライヤーの上流でリスクが高いケースなどでは、当該サプライヤーの同意を得て DD プロセスを監査することが必要になる場合もあります⁵⁴。

申立・通報制度や苦情処理システムはサプライチェーン DD の有効性評価に役立つ情報源となる場合があります。可能な限り多言語対応(少なくとも英語は含む)とし、その存在を広く社会に広報します。

(5) 情報開示

実施した DD プロセスについて、社内外に情報公開を行います。ビジネス上の関係先で起きた負の影響について情報開示を行う際は、必要に応じて秘密保持に関する要件を尊重しながら、当該関係先と協働して対応します。

⁵³ OECD (2017) 4.2 項

⁵⁴ OECD (2017) 4.2 項

4-2 下流への適用

バリューチェーンの下流には、製品・サービスの使用・消費等にかかわる活動があります。例えば、OECD 行動指針では、「消費者利益」として「企業は、消費者との関係において、公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動すべきであり、また、提供する物品及びサービスの品質及び信頼性を確保するためあらゆる合理的な措置を実施すべきである」⁵⁵ と求めています。このような活動においても、企業は自らが負の影響・リスクの原因となることや助長することを停止・防止・軽減するために、DD プロセスを適用することが望まれます。

下流での特に環境 DD では製品の消費・使用段階と廃棄段階における負の影響・リスクを停止・防止・軽減することが目的になります。

図表 6 下流のDDプロセス適用における留意点

	DDプロセス	留意点
1	方針・経営システムへの組み込み	<ul style="list-style-type: none"> ● B to Cの場合はDDは必須 ● B to Bの場合も納入先の方針等も踏まえ、適宜DDを組み込む
2	負の影響・リスクの発見、評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者アンケート ● マーケットリサーチ ● 製品・サービス設計時の配慮事項 ● 苦情処理システムからの情報
3	負の影響・リスクの停止、防止、軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品・サービス設計による負の影響・リスクの停止、防止、軽減 ● リスクに関する情報の社内共有 ● リスク情報を製品開発へフィードバック ● ガバナンス主体（取締役会）への報告
4	実施状況と結果の追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果指標の継続的なモニタリング ● 苦情処理システムへのアクセスと有効性を確保する
5	情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施したDDプロセスの情報公開

⁵⁵ OECD (2011a) VIII.

(1) 方針・経営システムへの組み込み

下流での DD では製品の消費・使用段階と廃棄段階における負の影響・リスクの発生を製品設計によって防止・軽減します。

環境の DD の場合、例えば製品の開発・設計段階でライフサイクルアセスメント (LCA) を適切に実施し、製品ライフサイクルにおける環境負荷のホットスポット⁵⁶を把握します。ホットスポットが使用・消費段階又は廃棄段階に存在する場合は、生産段階での環境負荷とのトレードオフを回避しながら、使用・消費段階と廃棄段階の環境負荷を可能な限り低減できるように設計を試行します。

また、製品への有害物質の使用削減や回避をするように、原材料調達、外注管理、製品設計等で十分に配慮します。製品によっては、使用後回収を確実にして環境中に排出しないクローズド・ユースやクローズド・ループリサイクルの仕組みを導入することも検討策の一つです。

(2) 負の影響・リスクの発見、評価

上流でのサプライチェーン DD と異なって、下流の場合は自社でのリスクマネジメントがかなり有効であり、多くの場合、製品が上市される前にリスクの存在を把握することが可能です。しかし、予期しなかった事故や負の影響・リスクの発生に備えて、検知システムを設置しておくことが望まれます。

お客様相談室や申立・通報制度等の製品に関する苦情処理システムの設置は、下流でのリスク発見にも活用できます。

(3) 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

製品・サービス設計時に徹底的に停止・防止・軽減策を組み込むことが最も重要です。

苦情処理システムなどを通じて取得した情報は一元的に管理し、是正措置がタイムリーかつ適切な実施されるように関係部署に伝えます。適切な社内部署等で原因を究明した後に、それ以降の製品開発に反映されるように関係部署で情報共有し、取締役会へも報告し、適切な場合は公開します。

(4) 実施状況と結果の追跡調査

製品の消費・使用段階や廃棄段階における負の影響・リスクの防止・軽減策の効果を評価します。例えば、製品の使用後に回収し、製品や部品のリユースや再生材として製品製造に使用するなどのシステムを構築した場合、再利用された製品の比率等を

⁵⁶ 製品ライフサイクルの中で特に環境負荷の大きい段階のこと。

指標として継続的にモニタリングし、評価を行います。また、お客様相談室や申立・通報制度等の製品に関する苦情処理システムを通じて得た情報が、実施状況と結果の追跡調査に役立つ場合もあります。

(5) 情報開示

実施した DD プロセスについて、社内外に情報公開を行います。下流は、影響を受ける対象が顧客や一般消費者等、社会全体にわたる場合もあります。このような場合は特に、広くアクセス可能な情報開示が求められます。

第5章 参考情報

第5章には、第2章～第4章の理解を助ける参考情報として、DDに関する規制等の動向、企業におけるDDの事例、参考となる関連資料等、をまとめています。

5-1 DD 関連の規制等に関する動向

2011年に指導原則が人権尊重を企業責任とする国際規範を明確化し、人権侵害リスクを特定・防止する手段としてDDプロセスの実施を求めるようになった⁵⁷前後から企業に実質的にDDの実施を求める法的規制等が欧州を中心に制定されはじめ、その流れは現在も続いています。

図表7 DD規制等の国際動向

	2010	2012	2013	2014	
国・地域	米国・加州	米国	EU	EU	オーストラリア
名称	サプライチェーンの透明性法	違法伐木禁止規則	木材規則	非財務報告指令	違法伐採禁止法
報告規制	◎	○	○	◎	○
DD実施規則		◎	◎		◎
環境DD					

	2015	2017		2018	2019
国・地域	英国	フランス	EU	オーストラリア	オランダ
名称	現代奴隷法	企業注意義務法	紛争鉱物規則	現代奴隷法	児童労働DD法
報告規制	◎	◎	○	◎	◎
DD実施規則		◎	◎		
環境DD		◎			

- * 図表は2020年2月12日現在で事務局がまとめたものである。
- ** 図表中の○は監督機関への報告義務を表しており、◎は一般への情報公開義務を表している。
- *** 米国違法伐木禁止規則にはDue Careを要求する条項はあるが、Due Diligenceという用語は使われていない。

⁵⁷ OpinioJuris (August 13, 2019).

ここ数年の傾向として、人権 DD に関する規制の対象に、環境 DD が含まれるようになってきました。

例えば、2017年に制定されたフランスの企業注意義務法⁵⁸は、大規模な企業集団の親会社に対して、企業集団(自社・子会社)と下請業者・サプライヤーの活動が原因となった人権侵害・環境破壊を特定・防止する法的義務を課しています。子会社が原因者である人権侵害・環境破壊に対しても親会社が注意義務を払う必要があり、法人格の壁を超えて親会社に民事責任を認める点で特異な法律になっています⁵⁹。

また、同法の適用対象となる企業集団の親会社には、1) フランスに本社を置き、連続する2事業年度末の従業員数が連結ベースで5千人以上のフランス企業、2) フランス又は国外に本社を置き、連結ベースの従業員数が1万人以上のフランス企業が含まれるので、DD規制は海外での事業活動にも及びます。

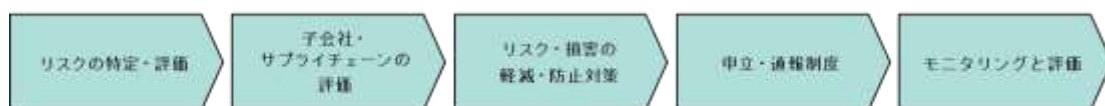
つまり、組織的には企業集団全体の事業活動、経済的にはサプライチェーンでの取引関係によって結びついた他社の事業活動、地域的には国外での事業活動が、それぞれ親会社の管理責任に含まれるのです。

この法律のもう一つの特徴は、「注意プラン (un plan de vigilance)」と呼ばれる DD 実行計画を立案させて、その効果的な実行を義務付けるところにあります。注意プランはステークホルダーとの協働で策定し、それを注意プランの実行報告書と共に公開して、アニュアルレポートにも開示することが求められます⁶⁰。

注意プランには、企業集団・下請業者・サプライヤーの活動から生じるリスクを特定し、深刻な人権・基本的自由・健康・安全の侵害や環境破壊を防止するための DD プロセスを含めなければなりません⁶¹。

DD プロセスは、a. リスクマップによるリスクの特定・分析・優先順位付け、b. 子会社・下請業者・サプライヤーの状況を定期評価するための手続、c. リスク軽減や深刻な人権侵害・環境破壊を防止するために必要な対策、d. 発生した人権侵害・環境破壊、それらのリスクや兆候に関する申立・通報制度、e. 実施した対策をモニタリングし、その効果を評価する仕組みから構成されます⁶² (図表8参照)。

図表8 フランス注意義務法のDDプロセス



⁵⁸ LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (La loi sur le devoir de vigilance).

⁵⁹ Poitevin (2019) p.5.

⁶⁰ La loi sur le devoir de vigilance, Article 1er.

⁶¹ La loi sur le devoir de vigilance, Article 1er.

⁶² La loi sur le devoir de vigilance, Article 1er.

企業注意義務法は強い法的拘束力を有しており、DD プロセスを実行しない等の法令違反があった場合は、違反の程度等に応じて、1 千万ユーロまでの過料が科せられます。さらに、会社の事業活動（サプライチェーンを含む）が人権侵害・環境破壊を引き起こし、それが注意プランを実行していれば回避できたものである場合は、最大で 3 千万ユーロまで過料が増額され、さらに、発生した損害に対して賠償責任を負うこととなります⁶³。

ほかの欧州諸国でも、グローバル・バリューチェーンにおける人権・環境 DD 規制法制定の動きがあるほか、2020 年 4 月末には、欧州委員会司法担当委員から、2021 年に企業の環境・人権 DD の義務化法案を提案するとの発言がありました⁶⁴。

また、指導原則を国際条約化する動きの中、2019 年 7 月に条約案（ゼロドラフト）が公表されました。人権侵害のひとつとして環境権の侵害も挙げており、事業活動において取るべき措置として影響評価を求める内容になっています。

日本の状況

2017 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が施行されました⁶⁵。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的とするものです。事業者は、木材等の利用に当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならないと規定されています。また、木材関連事業者⁶⁶ は、取り扱う木材等の合法性の確認を講ずべきと規定されています。さらに、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者を、登録木材関連事業者として第三者機関が登録する制度を設けています⁶⁷⁶⁸。

また、指導原則を支持する我が国は、その着実な履行に取り組むため、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定を決定しています。調査、意見交換、議論を経て、「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案に対して意見を募集し⁶⁹、2020 年半ばの計画公表を目指しています。

⁶³ Congiu et al. (March 13, 2017).

⁶⁴ <https://responsiblebusinessconduct.eu/wp/2020/04/30/european-commission-promises-mandatory-due-diligence-legislation-in-2021/>

⁶⁵ 林野庁（2017）

⁶⁶ 木材及びその製品を製造、加工、輸入、販売する又は木材を使用して建築等をする事業者

⁶⁷ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第 5 条、第 6 条、第四章

⁶⁸ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyousha.html>

⁶⁹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html

5-2 事例

A. 日本製紙の木質原材料調達

日本製紙グループは、再生可能な資源である木質原材料から多彩な素材を生み出し、紙・板紙をはじめ、多岐にわたる事業を展開しています。

同社グループの主要製品である紙製品の原材料のうち、5割強は古紙を使用し、残りの5割弱は木材チップなどの木質資源を使用しています。日本製紙（株）の木材チップの調達は、海外からが6割強、国内からが4割弱を占めています。同社グループにとって、森林資源の持続可能な活用は事業活動の基盤となる重要な課題です。

一方、森林の減少・劣化はグローバルにおける大きな社会的課題であり、その要因のひとつに違法伐採問題があります。日本製紙（株）も会員企業の一社である、日本製紙連合会は2006年に「違法伐採問題に対する製紙連合会の行動指針」を策定しています。会員企業は、違法伐採対策として、原料調達方針と合法証明システムの整備に同指針を活用しています。

日本製紙グループは、日本製紙連合会の指針策定以前から木質原材料の潜在的リスクを認識し、対応の取組を進めてきました。DDについては「違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために、事業行為において取る一連の措置」と位置づけており、日本製紙（株）、日本製紙パピリア（株）、日本製紙クレシア（株）が調達する全ての木質原材料に対し実施しています。

(1) 方針・経営システムへの組み込み

同社グループは、2005年に「原材料調達に関する理念と基本方針」を制定し、このなかで「木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達します」、「違法伐採材は使用・取引しないとともに、違法伐採の撲滅を支援します」と定めています。また、これに基づき、持続可能な森林資源調達を実施するための「木質原材料調達に関するアクションプラン」を定めており、特に違法伐採材対策としてはDDを実施しています。

DDは、日本製紙連合会のマニュアルを元に策定した「木質原材料調達に関する合法証明デューデリジェンスシステムマニュアル」（以下、「マニュアル」という）に沿って、DDプロセスを①必要情報へのアクセス ②リスクアセスメント ③リスク緩和措置の3段階で運用しています。マニュアルは、米国レイシー法、EU木材規制、オーストラリア違法伐採禁止法及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）に準拠しています。

同社グループでは、日本製紙（株）原材料本部長を委員長とする日本製紙グループ原材料委員会を設置し、グループ全体の原材料調達に関する重要事項を審議しており、必要に応じ個別の具体的対応について、原材料本部長から経営層へ直接報告する形を取っ

ています。

(2) 負の影響・リスクの発見、評価

「木質原材料調達に関するアクションプラン」及び、マニュアルに定めた DD の各プロセスは、日本製紙（株）の木質原材料の全サプライヤーに適用され、サプライチェーン情報の各項目について、調達前に収集またはアクセスできるようにしています。

全サプライヤーへのアンケートやヒアリングを含むリスクアセスメントは、年一回実施しており、新規サプライヤーや直近の取引から期間が空いているサプライヤー、またチップの供給源の変更等があった場合は都度実施します。マニュアルでは、製品・樹種・原産地・サプライチェーンの複雑さ等について定められた手順に沿って情報を確認し、リスクが無視できるレベルだと特定できない場合、European Timber Trade Federation (ETTF, 欧州木材貿易連盟) のチェックリストにしたがって評価を行うことと定めています。

木質原材料は、商社から購入しているものと生産者から直接購入しているものがあります。アンケートやヒアリングは、サプライチェーン構造に則り実施しますが、一次サプライヤーが商社の場合、その商社を介してチップやパルプのサプライヤーに回答してもらう形を取っています。また、原産国／地のリスクが高いと思われる場合には、より慎重に負の影響・リスクについて確認を行っています。例えば、小規模な原木サプライヤーが多い地域からの木材チップの調達においては、高い頻度で一次サプライヤーの商社と現地の確認を行うなど、伐採地まで遡る形にしています。

(3) 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないと判断した場合のリスク緩和措置として、マニュアルに以下の要素を含む手続きの実施を定めています。

- ①追加情報や文書の要請
- ②自社によるサプライチェーン監査
- ③第三者証明
- ④当該サプライヤーや製品の代替

どのようなリスク緩和措置を取るかはリスクの種類や程度など、様々な要素を考慮して決定されます。また、リスクの状況に応じて、リスク緩和措置の強度を考慮して実行する措置を決定します。①は強度の低い緩和措置であり、②から④にかけて順に強度の高い緩和措置となります。

(4) 実施状況と結果の追跡

毎年実施される、日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業により、日本製紙（株）の木質原材料の全サプライヤーに対し、「木質原材料調達に関するアクションプラン」及び、マニュアルに定めた DD を行ったことが確認、検証されています。また、毎年

の森林認証の CoC 審査を、持続可能な原材料調達を行っていることの確認ツールの 1 つとしても活用しています。

(5) 情報開示

同社グループは「CSR 報告書」を毎年発行しています。バリューチェーンにおける社会的課題のうち「森林経営・原材料調達に関わる責任」について、「持続可能な原材料調達」を重要課題（マテリアリティ）として位置づけており、その中で「木質原材料調達に関するアクションプラン」の実施実績を開示しています。

【関連情報】

日本製紙連合会 Web サイト

木材調達に対する考え方 <https://www.jpap.gr.jp/env/proc/stance/index.html>

日本製紙グループ Web サイト

森林経営・原材料調達に関わる責任 <https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/>

木質原材料調達に関する合法証明デューディリジェンスシステムマニュアル

<https://www.nipponpapergroup.com/csr/DDmanual.pdf>

European Timber Trade Federation (2012). ETTf System for Due Diligence

https://www.ettf.info/sites/default/files/ettf_due-diligence-system-document_dec2012.pdf

B. Apple の開示例

Apple 社は、米国の IT 機器大手で、パソコンやスマートフォン、タブレットなどのハードウェア、ソフトウェアやデジタルコンテンツサービスの提供をグローバルで展開しています。

サプライチェーンの環境、労働、安全衛生、倫理に関する継続的な改善に取り組んでおり、その活動は、同社が参加する、主に電子電機機器や IT 関連企業で構成される RBA (Responsible Business Alliance) の行動規範にも則っています。

(1) 方針・経営システムへの組み込み

同社はサプライヤーに期待する行動を説明するものとして「Apple サプライヤー行動規範」(以下「行動規範」という)、及び同行動規範の遵守に関する期待を明示的に定義する「Apple サプライヤー責任基準」(以下「責任基準」という)を定め、その遵守状況の確認を行っています。

「行動規範」及び「責任基準」は、「業界の指針、及び責任ある企業同盟 (RBA) (旧、電子業界行動規範 (EICC))、倫理的貿易イニシアチブ、国際労働機関 (ILO) の国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則、国際社会責任機構、SA 8000、安全衛生に関する ILO 規範、全米防火協会、OECD 多国籍企業行動指針、OECD 紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス、OHSAS 18001 など国際的に承認された指針を考慮した」ものであると明記しています。

環境課題に関して、DD という言葉の使用や DD マニュアルとしての開示はありませんが、「責任基準」には、「行動規範」の各項目の遵守とは何を指すのかの要件定義とサプライヤーに求められる責任基準の具体的で詳細な説明が記載されており、「サプライヤー責任 2019 年進捗報告書」では、これらの遵守状況を査定していると報告しています。

(2) 負の影響・リスクの発見、評価

「行動規範」は Apple のサプライヤー、サプライヤーの子会社、関連会社、下請業者に適用されます。環境課題及びサプライチェーンマネジメントに関する項目は以下です。

- ・ 環境課題：
環境に関する許認可と報告、規制物質、有害廃棄物の管理、非有害性廃棄物の管理、排水の管理、雨水排出管理、排出ガス管理、敷地境界騒音の管理、資源消費量の管理
- ・ サプライチェーンマネジメントに関する項目：
原材料調達に関する責任、リスク評価と管理、導入計画と導入方法についての実績

目標、監査及び評価、文書化及び記録、研修と連絡、是正措置の手順

例えば、有害廃棄物の管理に関して、「行動規範」の遵守のために求められる「責任基準」として、以下の具体的な要請事項が定められています。

規制許可、直接責任者、廃棄経路の特定、廃棄物の制御、廃棄物の処理、緊急対応、運用と保守、教育及びコミュニケーション、ドキュメンテーション

行動規範が遵守されていることを確認するために、現場で同社の管理による査定を行います。2018年の実施は770件で、取引全体の93%をカバーしています。

(3) 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

査定によって明らかになった問題に対しては、2つの手順を踏み是正措置が実施されま

す。第1は、是正措置計画の作成です。査定で明らかになった全ての問題を是正するために、まずは、サプライヤーと連携し、30日間、60日間、又は90日間の是正措置計画が作成されます。

第2は、是正措置の実行です。是正措置計画に基づき、サプライヤーに対する是正措置が実行されます。必要に応じて、Appleの特定分野専門家がサプライヤーと連携し、未達成の是正措置計画を達成するために必要な改善策が導入されます。

(4) 実施状況と結果の追跡

実施に合意した是正措置計画を終えたあと、全ての改善点が是正されたことをAppleが現場で検証します。

加えて、DDプロセスの全体の有効性の評価としては、Appleは、毎年の査定結果をハイ、ミディアム、ローの3段階のスコアで報告しています。2014年は、ハイパフォーマーが26%、ミディアムパフォーマーが60%、ローパフォーマーが14%でした。2018年は、ハイパフォーマーが76%、ミディアムパフォーマーが23%、ローパフォーマーが1%でした。

(5) 情報開示

Appleは「サプライヤー責任 進捗報告書」を毎年発行し、労働者の権利と人権、健康と安全、環境の査定結果の概要を開示している。環境に関する査定の結果として、査定の平均スコアの改善状況、行動規範の各項目のスコア、査定の結果明らかになった環境関連の違反例、査定基準の改訂等を報告しています。2018年の環境に関するサプライヤーの違反例として以下を挙げています。

- ・ 有害廃棄物に適切なラベル付けを行っていない
 - ・ 地域の環境保護局から環境影響評価の承認を取得していない
 - ・ 半年ごとに求められる雨水管理システムでの測定を行っていない
- また、サプライヤーのうち購買金額上位 200 社（2018 年の購買金額の 98%をカバー）のリストを公開しています。

【関連情報】

Apple 社 Web サイト（日本語）

サプライヤー責任

<https://www.apple.com/jp/supplier-responsibility/>

Apple サプライヤー行動規範

<https://www.apple.com/jp/supplier-responsibility/pdf/Apple-Supplier-Code-of-Conduct-January.pdf>

Apple サプライヤー責任基準

<https://www.apple.com/jp/supplier-responsibility/pdf/Apple-Supplier-Responsible-Standards.pdf>

RBA

RBA 行動規範 バージョン 6.0（2018 年）

https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct6.0_Japanese.pdf

5-3 参考となる関連資料、ツール

本書は、環境 DD の入門書の位置づけですが、人権 DD の実務が先行し、また、ESG 課題は相互に密接に関係していることがあるため、人権 DD 関連の資料やツールも含めています。なお、掲載しているツールには、実務で任意に使用されているツールも含まれますが、正確性を担保するものではありません。

(1) ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施（2011 年）

第 69 回人権委員会にて「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表として任命されたハーバード大学ケネディスクールのジョン・ラギー教授が、2008 年の第 8 回人権理事会に提出された「保護、尊重及び救済の枠組み」を運用する目的で策定、2011 年の第 17 回人権理事会で提出、関連の決議において支持されたもの。同決議に基づき、各国は実情や法令に則したビジネスと人権に関する指導原則の普及、実施にかかる行動計画の策定することが求められている。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf> （仮訳）

(2) OECD の多国籍企業行動指針、DD ガイダンス（OECD Guidelines）

1) OECD 多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年

OECD 多国籍企業行動指針は日本を含む OECD 加盟国政府と同行動指針の参加国政府からの勧告を反映したもの。これらの勧告は参加各国政府の共通目標を反映させながら参加国政府の合意に基づき制定、採択された。参加する政府は共同で、その領土内で活動する企業に対し、活動する全ての場所で行動指針に明記された責任ある企業行動指針を遵守するよう奨励している。行動指針の勧告は法的な拘束力を持たないものの、全ての分野における企業活動とリスクにおける責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

2011 年の改訂では、企業には人権を尊重する責任があるという内容の人権に関する章の新設や、リスク管理の一環として、リスクに基づいた DD を実施すべき等の規定が新たに盛り込まれ、環境のパートでも、活動対象にサプライチェーンを含むことを推奨する記述が追加されるなどの更新がされた。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf （日本語仮訳版）

2) 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス

OECD 加盟国及び非加盟国、企業、労働組合、市民社会といったマルチステークホルダープロセスを経て 2018 年に公表された。OECD 行動指針が勧告する、企業が自らの事業やサプライチェーン、及びその他事業が関連する負の影響を回避し、対処するためのリスクベースのデュー・ディリジェンスを実施するためのガイダンス。

<http://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>

(日本語版)

3) セクター別ガイダンス

特定の状況やセクターに沿ったより詳細な勧告を提示するために、OECD がセクター別のサプライチェーンを対象としたデュー・ディリジェンス・ガイダンスを作成したものの。また、採取産業及び金融セクターを対象としたグッド・プラクティスに関する文書も発行。

- OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス (2011 年)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf (仮訳)
- OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains (2016 年)
<https://mneguidelines.oecd.org/rbc-agriculture-supply-chains.htm>
- OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector (2016 年)
<https://mneguidelines.oecd.org/stakeholder-engagement-extractive-industries.htm>
- OECD 衣類・履物セクターにおける 責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス (2017 年)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/JP_OECD-Due-Diligence-Guidance-Garment-Footwear.pdf (仮訳)
- Responsible business conduct for institutional investors (2017 年)
<http://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>
- Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting (2019 年)
<https://mneguidelines.oecd.org/Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf>

(3) ISO26000 社会的責任に関する手引 (2010 年)

国際標準化機構 (ISO) が発行するガイダンス規格。様々なステークホルダーによって、議論、規格化されたものであり、現時点で存在する社会的責任に関する様々な概念をひとつの文書にまとめる方向性を示した。ステークホルダー・エンゲージメントを通じて組織全体に社会的責任を効果的に統合するために、認証を必要とするマネジメントシステム企

画ではなく、手引として利用される規格。環境を含む7つの中核主題によって構成される。

(4) 一般社団法人 日本経済団体連合会「企業行動憲章 実行の手引き」 第7版（2017年）

日本企業による、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として改訂された。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7.html>

(5) サプライチェーンマネジメント

- ISO 20400 持続可能な調達に関する手引（2017年）

ISOが発行するガイダンス規格。持続可能な調達に関する初めての国際規格であり、バリューチェーン全体に持続可能な調達を展開するための規格として位置づけられる。組織の調達活動において、ISO26000が規定する7中核主題（例：環境）と37課題を考慮した活動を求めるもの。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード（第3版）（2019年）

東京大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うために策定したもので、調達する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法のほか、木材、農・畜・水産物、紙、パーム油の個別基準で構成。

<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>

- CSR 調達 セルフ・アセスメント・ツール・セット（2017年）

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会が、サプライチェーンにおける取組調査の負担軽減やCSR調達における環境整備を目的として発行。9つの中核項目で構成され、業界を問わず活用可能。

<http://www.ungcjin.org/activities/topics/detail.php?id=217>

- サプライチェーンにおけるサステナビリティ診断ツール『認識編』（2014年）、『実践編』（2015年）

環境経営学会発行。日本企業の海外現地法人やサプライチェーンにおけるCSRリスクに対し、サプライヤーのCSRリスクの認識と対応の促進を目的としたもの。サプライヤーの認識や仕組み・規定を問う『認識編』と具体的な取組み・実践を問う『実践編』から構成。

- RBA Practical Guide to Implementing Responsible Business Conduct Due Diligence in Supply Chains (Version 1.0) (2018年)

電子機器業界サステナビリティ推進機関 RBA (Responsible Business Alliance, 旧 EICC) が発行。OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスに則ったサプライチェーン DD を行うためのガイド。

<http://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBAPracticalGuide.pdf>

- 木材デューディリジェンス・ガイダンス本編 (第一版)、実践編 (第一版) (2019年)
第 12 期早稲田大学環境総合研究センターW-BRIDGE プロジェクトの研究委託の成果として公表された(九州大学熱帯農学研究センター、国際環境 NGO FoE Japan 作成)。企業が DD について適切な理解をすることで、違法伐採木材、ひいては非持続可能な木材をサプライチェーンの中から排除できるような DD の実施を補助することを目的とする。特に、リスクアセスメントにおけるリスクの考え方については詳細に解説。本編と実践編の二つで構成。

https://www.fairwood.jp/data/DDguidance_main.pdf

https://www.fairwood.jp/data/DDguidance_practice.pdf

(6) 気候変動

- 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 最終報告書 (2017年)

金融安定理事会 (Financial Stability Board) により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) が策定した、年次の財務報告において、財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書。企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことの重要性が言及されている。

https://www.fsb-tcfd.org/wp-content/uploads/2017/06/TCFD_Final_Report_Japanese.pdf

(日本語訳)

<https://www.sustainability-fj.org/susfjwp/wp-content/uploads/2019/01/ccc822ae11df3bb3f0543d9bd3c7232d.pdf>

(特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム 私訳。気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告の実施 (セクター別補足文書)、技術的補足 気候関連のリスクと機会の開示におけるシナリオ分析の使用、を含む)

(7) 水資源

- Aqueduct (アキダクト)

世界資源研究所 (World Resources Institute) による世界各地の水リスク分析ツール。
水リスク、水ストレス国別ランキング、洪水リスク、農業のデータを整備。

<https://www.wri.org/aqueduct>

- Water Risk Filter

世界自然保護基金 (World Wide Fund for Nature) とドイツの金融機関 (DEG) による
水リスク分析ツール

<https://waterriskfilter.panda.org/>

(8) 生物多様性

- Integrated Biodiversity Assessment Tool (IBAT)

IBAT Alliance によって作成された、生物多様性リスクの測定ツール

<https://www.ibat-alliance.org/>

- パーム油認証制度 (RSPO)

持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil) による認証制度。RSPO の原則と基準 (Principle & Criteria) に則った持続可能な生産が行われていることの認証 (P&C 認証) と、認証パーム油を使う製品のサプライチェーンを対象に RSPO が定める要求事項を満たしていることの認証 (SCCS 認証) から成る。

<https://www.rspo.org/>

- 水産認証制度

生態系や資源の持続性への配慮等にする一定の基準に基づいて水産物 または経営組織等を認証するとともに、認証された水産物を分別し、認証水産物として表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な水産業を支援する仕組み。

以下のような制度がある。

MSC : 海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council) <https://www.msc.org/jp>

ASC : 水産養殖管理協議会 (Aquaculture Stewardship Council) <https://www.asc-aqua.org/ja/>

MEL : 一般社団法人マリン・エコラベルジャパン協議会 <https://www.melj.jp/>

AEL : 一般社団法人日本食育者協会 <http://shokuikusya.com/>

SCSA : NPO 法人持続可能な水産養殖のための種苗認証協議会 <https://www.scsa.or.jp/>

(9) 木材調達

- クリーンウッド・ナビ

林野庁が作成。クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者が、取り扱う木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を提供している。具体的には、クリーンウッド法の概要や法律に係る Q&A、国内外の関係法令等に関する情報、登録実施機関・登録木材関連事業者一覧などの情報で構成される。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

- 森林認証制度

森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づき森林等を認証する制度。森林管理を対象とする FM (Forest Management) 認証と、加工・流通過程を対象とした CoC (Chain of Custody) 認証とで構成される。

国際的な森林認証制度としては FSC (Forest Stewardship Council) 認証と PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme) 認証の 2 つがあり、我が国独自の森林認証制度としては SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) 認証 (PEFC 認証と相互承認済み) がある。

FSC : FSC ジャパン <https://jp.fsc.org/jp-jp>

SGEC : SGEC/PEFC ジャパン <https://sgec-pefcj.jp/>

(10) 化学物質

- 化学物質総合情報提供システム (Nite-Chrip)

独立行政法人製品評価技術基盤機構が作成。国内外における化学物質の有害性や関連する法規制情報などの総合的な情報を網羅的に整備。

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

- 化学物質のリスク評価

独立行政法人製品評価技術基盤機構が作成。化審法によるリスク評価、消費者製品のリスク評価といったツールを整備。

https://www.nite.go.jp/chem/risk/risk_index.html

5-4 参考文献

Bonnitcha, J. & McCorquodale, R. (2017). The Concept of 'Due Diligence' in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights. *The European Journal of International Law*, 28(3), 899-919.

Congiu, M., Marculewics, S., Kloosterman, J., Swinkels, S., Saltzman, A., & Wijekoon, L. (March 13, 2017). Dutch and French Legislatures Introduce New Human Rights Due Diligence Reporting Requirements. Litter, <https://www.littler.com/publication-press/publication/dutch-and-french-legislatures-introduce-new-human-rights-due-diligence> (2020年7月閲覧)

ILA (2014). *ILA Study Group on Due Diligence in International Law, First Report*.

OECD (2011a). *OECD 多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告* 2011年 日本語仮訳版

OECD (2017) *OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス* (仮訳)

OECD (2018) *責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス*

OpinioJuris (August 13, 2019), *Emerging Voices: Momentum Builds for Mandatory Human Rights Due Diligence*, <http://opiniojuris.org/2019/08/13/emerging-voices-momentum-builds-for-mandatory-human-rights-due-diligence/> (2020年7月閲覧)

Poitevin, A. (2019). *The Rise of Mandatory Human Rights Due Diligence: New regulations extend corporate liability across groups and their supply chain*. EcoVadis.

United Nations (1972). *Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment (Stockholm Declaration)* (国連 (1972) 『人間環境宣言』).

United Nations (2011). *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*
国連 (2011) *ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施* (仮訳)

United Nations (2019). *Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises, OEIGWG Chairmanship revised draft.*,

環境省（2018）環境報告ガイドライン 2018 年版

環境省（2019）環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～
<http://www.env.go.jp/policy/2018.html>

林野庁（2017）合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引

令和元年度 環境デュー・ディリジェンスに関する検討会
委員名簿

座長

後藤 敏彦 一般社団法人 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 理事

委員(五十音順)

栗野 美佳子 一般社団法人 SusCon 代表理事

上妻 義直 上智大学 名誉教授

後藤 文昭 三井住友信託銀行株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進室
審議役

立川 博巳 プロファーム ジャパン株式会社 代表取締役社長

富田 秀実 ロイドレジスタージャパン株式会社 取締役

名取 幸規 本田技研工業株式会社 環境安全企画部
環境エネルギー戦略企画課 主任

柳田 康一 花王株式会社 ESG 部門

(敬称略)

オブザーバー

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局 持続可能性部

一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部

日本公認会計士協会

株式会社日本取引所グループ 総合企画部

バリューチェーンにおける
環境デュー・ディリジェンス入門

～OECD ガイダンスを参考に～

(公表)

令和2年8月

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8229 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>